

○埼玉県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令

昭和45年3月16日

警察本部訓令第3号

警察本部長

埼玉県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察職員公務災害救慰金の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）が職務の遂行に当たり、災害（負傷又は疾病）を受けた場合における公務災害救慰金（以下「救慰金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和52年第6号〕

(支給要件の範囲)

第2条 救慰金の支給対象となる職務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 交通の指導取締り又は交通事故の処理
- (4) 災害、雑踏等の警備
- (5) 人命救助、職務質問又は保護
- (6) 著しい危険を伴う訓練
- (7) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が特に認めたもの

一部改正〔昭和52年第6号、平成28年第29号〕

(救慰金の支給)

第3条 救慰金は、職員が前条に定める職務を遂行するに当たり災害を受けた場合に、次の各号に掲げる区分に従い、当該災害の程度に応じ、公務災害救慰金支給基準表（別表。次項において「基準表」という。）により救慰金を支給するものとする。ただし、災害を受けた事案が職員の過失により発生したもので、当該過失の程度が大きいものについては支給しない。

- (1) 職員が第三者からの不法行為により災害を受けた場合 治療期間が2週間以上
- (2) 前号以外の事案により災害を受けた場合 治療期間が1か月以上
- (3) 本部長が必要と認めた場合 全ての治療期間

2 前項の場合において、本部長が特に必要と認めたときは、基準表に定める金額の倍額まで救慰金を支給することができる。

一部改正〔昭和52年第6号、平成8年第6号、16年第17号、28年第29号〕

(救慰金の申請)

第4条 所属長は、職員に前条の規定に基づく救慰金の支給事由が生じたときは、公務災害救慰金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経て本部長に申請しなければならない。

(1) 医師の診断書(写)

(2) その他警務課長が必要と認める書類

一部改正〔平成28年第29号〕

(審査委員会)

第5条 救慰金の適正を図るため、警察本部に公務災害救慰金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

3 委員長には警務部長を、委員には、総務部財務局会計課長、警務課長、警務部監察官室長及び警務部厚生課長をもって充てる。

4 審査委員会の庶務は、警務部警務課において処理するものとする。

一部改正〔昭和52年第6号、63年第9号、平成12年第16号、19年第30号、28年第29号〕

(審査委員会の任務)

第6条 審査委員会は、救慰金の支給に関し審査を行い、結果について本部長に報告するものとする。

2 前項の審査について、委員長が認めたときは、審査委員会の審査によらず、委員の合議とすることができる。

一部改正〔昭和52年第6号、平成8年第27号、平成28年第29号〕

(救慰金の決定)

第7条 本部長は、前条の報告に基づいて救慰金支給の要否及び救慰金の支給額を決定し、公務災害救慰金支給決定通知書(様式第2)により、所属長に通知するものとする。

全部改正〔平成8年第27号〕

(救慰金の支給)

第8条 所属長は、前条の規定により支給の通知を受けたときは、所定の手続により、速やかに本人に救慰金を支給するものとする。

全部改正〔平成8年第27号〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 施行日において、現に休務中の職員の災害については、施行日における災害とみなし、この訓令に定める救慰金を支給する。

附 則（昭和52年3月29日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月14日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月27日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月28日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成16年4月14日警察本部訓令第17号）

- この訓令は、平成16年4月14日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成16年4月1日以後に発生した事案に起因する災害について適用する。

附 則（平成19年9月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

【別表及び様式省略】